

酒田港港湾計画書(案)

- 改訂 -

平成18年4月

酒田港港湾管理者

山形県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 5年 2月第14回山形県地方港湾審議会
- ・平成 5年 3月港湾審議会第144回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 7年11月第15回山形県地方港湾審議会
- ・平成10年 2月第18回山形県地方港湾審議会
- ・平成16年 8月第21回山形県地方港湾審議会

の議を経た酒田港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

港湾計画の方針	1
1 酒田港への要請	1
2 計画の基本方針	3
港湾の能力	5
港湾計画で定める機能別の計画	6
1 物流	6
1 - 1 公共埠頭計画	6
1 - 2 専用埠頭計画	11
1 - 3 水域施設計画	12
1 - 4 外郭施設計画	13
1 - 5 臨港交通施設計画	14
2 交流・環境	16
2 - 1 港湾環境整備施設計画	16
2 - 2 良好な景観を形成する区域	16
2 - 3 リサイクルポートへの対応	17
3 安全	18
3 - 1 大規模地震対策施設計画	18
3 - 2 小型船だまり計画	19
4 その他	21
4 - 1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	21
4 - 2 船舶の物資補給等への対応	22
土地造成及び土地利用計画	23
1 土地利用計画	23
2 土地造成計画	23

港湾計画の方針

1 酒田港への要請

酒田港は延暦23年(804年)頃には出羽文化の中心地として栄え、その後、寛文12年(1672年)、^{かわむらざいけん}河村瑞賢によって開かれた西廻り航路により繁栄し、日本屈指の主要港として栄えた。近年に入り、昭和26年に重要港湾に指定され、平成15年には、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定された。

今日の酒田港は、臨海部に立地している化学薬品、石油製品関連や木材加工等の地域産業の安定的な生産活動を支える拠点として、また、エネルギー供給拠点として、さらには山形県の経済と暮らしを支える物流拠点として、地域経済を牽引する役割を担っている。

また、酒田港は、今後の交流拡大が予想される東アジア地域、特に北東アジア地域と近接するとともに、背後地域では在来の国道7号に加え、国道47号(古川市～酒田市)及び国道112号(山形市～酒田市)が日本海側の各地域及び内陸部に通じており、さらに東北自動車道と連結する高規格幹線道路東北横断自動車道酒田線により、首都圏や東北地方の主要都市圏との結びつきをより一層強めている。

こうしたことから、山形県唯一の重要港湾として、県域と北東アジア圏との交流拡大を目指した物流、交流、環境、安全等の機能発展を図っていくことが期待されている。

物流機能の一層の向上と既存施設の有効活用の観点では、外貿貨物取扱いへの要請や内貿ユニット等の内貿貨物取扱いへの要請に対応するため、分散している物流機能の集約や適切な規模の埠頭用地の確保による貨物取扱能力の強化、港内における船舶の安全な航行や安心かつ効率的な荷役確保のための防波堤の早期整備、港湾と背

後地域の良好なアクセスを確保するための臨港交通体系の整備等の諸対策が必要である。

地域経済の活性化に資する港づくりという観点では、リサイクルポートの指定を受けたことが大きな契機となり、循環資源を扱う企業立地の需要が増加している。このため、北港地区の未利用地や既存ストックを活用し、環境保全型産業の集積を図るために、企業の実請に柔軟に対応できる土地利用計画の策定と、地域の産業を支える物流機能を確保することが必要である。

一方、地域に賑わいと活力を創出するため、国内外からの観光客を迎えるに相応しい交流拠点の創出を図ることが必要である。さらに、公共水域におけるプレジャーボートの適正な保管や、^{ちょうかいさん}鳥海山・^{もがみがわ}最上川等の美しい景観や歴史的な建築物等を活かした、美しい景観形成が望まれている。

安全な港づくりという観点では、大規模地震発生時における緊急物資の輸送や地域住民等の安全確保を目的とした防災機能の強化として耐震強化岸壁の整備が必要である。

2 計画の基本方針

山形県の産業活動を支え、地域経済や県民生活の安定・向上に貢献するとともに、人・物が集まり、東アジア地域、特に北東アジア地域とを結ぶ、物流・交流・環境・安全と多岐に渡る役割を担う港湾を実現するため、平成30年代前半を目標年次として、以下のよう
に港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 背後地域の生産、消費活動の拡大に対応するとともに、山形県の物流拠点港湾として、内貿ユニット貨物等に対応した外内貿埠頭機能の拡充・強化を図る。
- 2) リサイクルポートとしての特色を発揮するため、臨海部の土地利用と密接に連携する内貿埠頭機能の拡充・強化を図る。
- 3) 港内における船舶の安全な航行や停泊、さらには安定した荷役作業を確保するため、港内静穏度の向上を図る。
- 4) 港湾と背後地域との連絡強化を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 5) 港湾における快適な環境の創造を図るため、県民が海に親しむことのできる開放的な親水空間の確保及び地域住民等の交流に配慮した空間の創出を図る。
また、港内に放置されているプレジャーボートの集約と増大する海洋性レクリエーション機能の充実を図る。
- 6) 大規模地震の発生等、災害時における救援物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策の強化を図る。

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、
港湾空間を以下のように利用する。

本港地区中央部は、交流拠点ゾーンとする。

本港地区中央部と西側の間は、物流ゾーンとする。

本港地区西側は、エネルギー関連ゾーンとする。

外港地区中央部は、緑地レクリエーションゾーンとする。

外港地区北側は、物流ゾーンとする。

北港地区西側・中央部は、物流及び生産ゾーンとする。

北港地区北側は、エネルギー関連ゾーンとする。

港湾の能力

目標年次（平成30年代前半）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数を次のように定める。

取 扱 貨物量	外 貿	300万トン
	内 貿	300万トン
	合 計	600万トン
船 舶 乗 降 旅 客 数		4万人

港湾計画で定める機能別の計画

1 物流

1-1 公共埠頭計画

(1) 外貿埠頭計画

米穀類、原塩、コンテナ貨物等の外貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

外港地区

水深 14 m 岸壁 2 バース 延長 560 m
(うち 1 バース 既設) [既定計画]

埠頭用地 16 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち 9 ha 既設) [既定計画]

林産品、金属類等の外内貿貨物を取り扱う公共埠頭を次のとおり削除する。

[公共埠頭計画]

外港地区

(高砂埠頭)

以下の既定計画を削除する。

既定計画
水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m
埠頭用地 10 ha (旅客施設用地、荷捌施設用地及び保管施設用地)

企業進出の動向の変化に伴い、外内貿貨物を取り扱う公共埠頭計画を次のとおり削除する。

[公共埠頭計画]

北港地区

(宮海埠頭)

以下の既定計画を削除する。

(既定計画
水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m
埠頭用地 2 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地))

林産品等を取り扱う木材取扱施設を次のとおり撤去する。

[木材取扱施設計画]

北港地区

(古湊埠頭)

以下の施設を撤去する。

(既設
水深 10 m ドルフィン 1 バース)

(2) 内貿埠頭計画

R O R O 船による内貿貨物の取扱いに対応するため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

北港地区

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m

[新規計画]

埠頭用地 3 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

以下の専用埠頭計画を削除する。

〔 既定計画
水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 1 7 0 m (専用) 〕

リサイクル貨物の需要増に伴い、特殊品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

北港地区

(宮海埠頭)

水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 1 7 0 m

[新規計画]

埠頭用地 3 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

以下の専用埠頭計画を削除する。

〔 既定計画
水深 1 0 m 岸壁 1 バース 延長 1 7 0 m (専用) 〕

化学薬品等の内貿貨物を取り扱う公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画]

本港地区

(大浜埠頭)

水深 7 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m

[既設の変更計画]

埠頭用地 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 3 3 0 m

埠頭用地 7 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

物流機能の集約化に伴い内貿貨物を取り扱う公共埠頭を次のとおり廃止する。

[公共埠頭計画]

本港地区

(袖岡埠頭)

以下の施設を廃止する。

既設

水深 7 . 5 m 岸壁 2 バース 延長 2 6 0 m

(西埠頭)

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深 4 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 5 3 m 〕

(大浜埠頭)

以下の施設を廃止する。

〔 既設
水深 9 m 岸壁 2 バース 延長 3 3 0 m
水深 5 . 5 m 岸壁 1 バース 延長 9 0 m 〕

1 - 2 専用埠頭計画

石灰石等の内貿貨物を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

北港地区

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既定計画]

石油製品等の内貿貨物を取り扱うため、専用埠頭を次のとおり計画する。

[専用埠頭計画]

北港地区

水深 7 . 5 m ドルフィン 2 バース [既設の変更計画]

〔 既設
水深 1 3 m ドルフィン 2 バース 〕

これに伴い、以下の水域施設計画を削除する。

〔 泊地
北港地区 水深 1 3 m 面積 4 h a 〕

1-3 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

[水域施設計画]

航路

本港地区 大浜航路 水深10m 幅員160～350m

なお、これに伴い、北防波堤200mを撤去する。 [既定計画]

泊地

外港地区 水深14m 面積 42ha (うち41ha工事中)

[既定計画の変更計画]

北港地区 水深10m 面積 12ha (うち12ha工事中)

[既定計画の変更計画]

既定計画

外港地区 水深14m 面積 41ha

北港地区 水深10m 面積 12ha

1 - 4 外郭施設計画

港内の静穏度を確保し、船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

[外郭施設計画]

防波堤

本港地区 南防波堤 延長 2 , 0 5 0 m

(うち 1 , 9 1 0 m既設) [既定計画]

外港地区 第二北防波堤 延長 2 , 0 5 0 m

(うち 1 , 0 6 0 m既設) [既定計画の変更計画]

既定計画

外港地区 第二北防波堤 延長 1 , 9 0 0 m

1 - 5 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

[臨港交通施設計画]

1) 道路

以下の計画については、規模及び配置を変更する。

臨港道路 酒田臨海 1 号線 [既定計画の変更計画]

起点 北港地区工業用地

終点 国道 7 号 2 車線

臨港道路 宮海線 [既定計画の変更計画]

起点 臨港道路大浜宮海線

終点 臨港道路酒田臨海 1 号線 2 車線

既定計画

臨港道路 宮海線

起点 臨港道路大浜宮海線

終点 北港地区工業用地 4 車線

臨港道路 酒田臨海 2 号線 [新規計画]

起点 北港地区宮海埠頭用地

終点 臨港道路酒田臨海 1 号線 2 車線

臨港道路 南浜線 [既定計画の変更計画]
起点 臨港道路酒田臨海1号線
終点 臨港道路宮海北護岸線 2車線

既定計画

臨港道路 南浜線
起点 臨港道路宮海線
終点 臨港道路宮海北護岸線 2車線

臨港道路 外港埠頭線 [既定計画]
起点 高砂埠頭
終点 臨港道路大浜宮海線 4車線

以下の臨港道路を削除する。

既定計画

臨港道路 砂畑線
起点 北港地区工業用地
終点 臨港道路宮海北護岸線 2車線

2) 鉄道

以下の臨港鉄道を撤去する。

既設

臨港鉄道酒田公共臨港線
起点 大浜埠頭 終点 大浜緑地

2 交流・環境

2-1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

本港地区 緑地 7 h a (うち 3 h a 既定計画)

[既定計画の変更計画]

外港地区 緑地 11 h a (うち 3 h a 既定計画)

[既定計画の変更計画]

北港地区 緑地 4 h a (うち 1 h a 既定計画)

[既定計画の変更計画]

既定計画

本港地区 緑地 4 h a

外港地区 緑地 3 h a

北港地区 緑地 1 h a

2 - 2 良好な景観の形成

港湾内で観光客や地域住民が賑わい・憩う区域として、本港地区の中央部を景観に配慮する区域に指定し、港を五感で感じながら憩い・集うことができる空間として景観の形成を図っていくこととする。

[良好な景観を形成する区域]

本港地区において良好な景観を形成する区域を定める。[新規計画]

2 - 3 リサイクルポートへの対応

リサイクル貨物の需要増に伴い、特殊品等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

[公共埠頭計画](再掲)

北港地区

(宮海埠頭)

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

埠頭用地 3 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

3 安全

3-1 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資の輸送に対応した大規模地震対策施設

大規模地震発生時に緊急物資の輸送を行う海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁を次のとおり計画する。

なお、耐震強化岸壁の背後には、緊急救援物資や応急復旧資機材等を保管・荷捌きするためのオープンスペースとして活用できる緑地を確保する。

[大規模地震対策施設計画]

外港地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m

[既定計画の変更計画]

緑地 18 ha (うち 10 ha 既設) [既定計画の変更計画]

3-2 小型船だまり計画

水域施設の適切な利用と漁船、プレジャーボート、作業船等の集約化を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

[小型船だまり計画]

本港地区

(袖岡船だまり)

物揚場 水深 3 m 延長 6 2 8 m [既設]

埠頭用地 3 h a [既定計画の変更計画]

(既設
物揚場 水深 3 m 延長 6 2 8 m)

(入船町船だまり)

泊地 水深 2 ~ 3 m 面積 1 h a [既定計画]

物揚場 水深 3 m 延長 1 0 0 m [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 2 m 延長 2 6 m [新規計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

(既定計画
泊地 水深 2 ~ 3 m 面積 1 h a
物揚場 水深 3 m 延長 3 0 2 m
埠頭用地 1 h a)

(新井田川)

物揚場 5 5 2 mのうち、2 6 mを撤去する。

〔 既設
物揚場 水深 2 m 延長 5 5 2 m 〕

北港地区

(北港船だまり)

物揚場 水深 3 m 延長 5 3 2 m [新規計画]

泊地 水深 3 m 2 h a [新規計画]

4 その他

4-1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及び既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

[国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点のために必要な施設]

防波堤 本港地区 南防波堤 延長 2,050 m

(うち 1,910 m 既設) [既定計画]

外港地区 第二北防波堤 延長 2,050 m

(うち 1,060 m 既設) [既定計画の変更計画]

外港地区

水深 14 m 岸壁 1 バース 延長 280 m [既定計画]

北港地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [新規計画]

4 - 2 船舶の物資補給等への対応

官公庁船、作業船及び漁船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効に活用し、物資補給岸壁を次のとおり計画する。

[物資補給のための施設]

本港地区

岸 壁	水深 7 . 5 m	延長 2 9 0 m [既設の変更計画]
岸 壁	水深 5 . 5 m	延長 5 5 6 m [既設の変更計画]
岸 壁	水深 4 . 5 m	延長 3 7 5 m [既設の変更計画]

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位：h a)

用途 ・ 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	危険 物取 扱施	交通 機能 用地	緑地	公共 用地	海面 処分 用地	合計
本 港 地 区	(21) 21	(26) 26	(2) 2	(85) 85	(6) 6	(17) 17	(12) 16			(169) 173
外 港 地 区	(16) 16	(16) 16		(11) 11		(8) 8	(21) 52	(5) 5	(41) 41	(118) 149
北 港 地 区	(30) 30	(22) 22		(405) 405		(22) 22	(5) 7			(483) 485
合 計	(66) 66	(64) 64	(2) 2	(502) 502	(6) 6	(47) 47	(38) 74	(5) 5	(41) 41	(770) 807

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地造成計画

(単位：h a)

用途 ・ 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	危険 物取 扱施	交通 機能 用地	緑地	公共 用地	海面 処分 用地	合計
本 港 地 区										
外 港 地 区									(37) 37	(37) 37
北 港 地 区										
合 計									(37) 37	(37) 37

注1：()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。